

国立大学法人東京外国語大学寄宿料の免除取扱規程

〔令和 2 年 7 月 28 日〕
制 定 第 52 号

改正 令和 6 年 3 月 26 日規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学学則第 4 7 条第 4 項又は国立大学法人東京外国語大学大学院学則第 4 6 条第 2 項の規定に基づく寄宿料の免除の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(災害等の場合の寄宿料免除)

第 2 条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して、6 ヶ月間の範囲内において、学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

2 前項により免除を受けようとする者は、災害発生後速やかに、別に定める様式による寄宿料免除願に必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。

3 前項の申請があった場合は、選考の上、学長がこれを許可する。

(経済的理由等による寄宿料免除)

第 3 条 学生又は学資負担者が経済的に困難をきたしていると認められる場合又は国際交流会館の運営に貢献している者の寄宿料の一部又は全額を免除することができる。

2 前項により免除を受けようとする者は、別に定める様式による寄宿料免除願に必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。

3 前項の申請があった場合は、選考の上、学長がこれを許可する。

(死亡等の場合の寄宿料免除)

第 4 条 死亡又は行方不明若しくは授業料未納のため学籍を除いた場合は、未納の寄宿料を免除することができる。

(入学料未納の場合の寄宿料免除)

第 5 条 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可を受けた者であって、所定の入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合において、寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(選考機関)

第 6 条 寄宿料の免除の選考は、東京外国語大学国際交流会館運営委員会がこれを行う。

(許可の取消)

第 7 条 この規程の定めるところにより免除を許可した後、その申請に虚偽の事実が判明した場合は、許可の日にさかのぼり、学長がこれを取り消す。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 7 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除取扱規程(昭和 35 年 10 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。